

令和 6 年度
八潮市外部評価報告書

令和 7 年 2 月
八潮市外部評価委員会

目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	6
	(1) 事務事業評価の選定	6
	①1次選定の基準	6
	②2次選定の基準	6
	(2) 年次事業評価の選定基準	7
6.	外部評価対象事業	8
7.	評価の流れ	9
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	9
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	9
	(3) 現地調査を伴う外部評価	9
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	9
8.	評価	10
	(1) 事務事業評価に対する評価	10
	①事業の評価に対する評価	10
	②総合評価に対する評価	11
	③今後の方向性について	12
	(2) 年次事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
9.	外部評価の結果（概要）	15
	(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果	15
	(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果	17
10.	外部評価の結果（個別）	19
	・ 地域医療促進事業	23
	・ 民間住宅等耐震化促進事業	25
	・ 商業振興事業	27
	・ 八潮市高齢者福祉施設やしお苑	29
	・ 八潮市老人福祉センターすえひろ荘	32
	・ 八潮市老人福祉センター寿楽荘	35
	・ 八潮市立コミュニティセンター	38

11. 全体に関する意見	41
--------------	----

資料編

令和 6 年度事務事業評価シート	43
令和 6 年度年次事業評価シート	49
平成 30 年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	65
令和 6 年度外部評価シート	67
八潮市外部評価委員会委員名簿	71

1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価¹について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 ² の指定管理者 ³ の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

3. 会議日程

令和6年度八潮市外部評価委員会の日時、開催方法及び主な内容は、表1のとおりである。

表1 令和6年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	開催場所	主な内容
第1回	令和6年10月23日（水） 10：00～11：30	市役所 4-1会議室	・外部評価の概要説明 ・外部評価2事業 （年次事業評価2事業）
第2回	令和6年11月6日（水） 10：00～正午	市役所 4-1会議室	・外部評価2事業 （年次事業評価2事業） 【うち1事業が現地視察】
第3回	令和6年11月12日（火） 10：00～11：45	市役所 4-1会議室	・外部評価3事業 （事務事業評価3事業） 【うち1事業が再評価】
第4回	令和7年1月28日（火）～ 令和7年2月12日（水）	書面開催	・外部評価の総括

1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度[※]は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

（例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等）

3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体[※]（民間事業者、NPO法人など）

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

4. 行政内部の行政評価

市では、令和 5 年度に実施した 42 施策、375 事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される 13 の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進行政管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」3 事業及び「年次事業評価」4 事業について評価を行った。令和 6 年度（令和 5 年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表 2、表 3 及び表 4 のとおりである。

表 2 令和 6 年度施策評価結果（令和 5 年度に実施した 42 施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件) ※1	割合(%) ※2
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	1	2
		ある程度課題がある	54	90
		大きな課題がある	5	8
		計	60	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	10	17
		概ね順調	49	82
		遅れ	1	2
		計	60	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	42	70
		見直して推進	18	30
		大幅に見直して推進	0	0
		計	60	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の 18 事業のうち	重点化	10	
		縮小	0	
		その他	8	

※1 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が 42 にならない。

※2 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

表 3 令和 6 年度事務事業評価結果（令和 5 年度に実施した 375 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	277	74
		高い	86	23
		ある程度認められる	12	3
		計	375	100
目標達成度	令和 5 年度の目標達成度	達成した (100%)	116	31
		概ね達成した (80%以上)	221	59
		達成できなかった (80%未満)	38	10
		計	375	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	11	3
		ある程度余地がある	313	83
		余地がない	51	14
		計	375	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	52	14
		やや偏りがある	92	25
		偏りがない	102	27
		非該当	129	34
		計	375	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	71	29
		余地がない	35	14
		受益者負担がない	83	34
		非該当	57	23
		計	246	100
課題	評価時点で認識されている問題・課題	課題はほとんどない	37	10
		ある程度課題がある	305	81
		大きな課題がある	33	9
		計	375	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	122	33
		概ね順調	234	62
		遅れ	17	5
		評価対象外※3	2	1
		計	375	100
今後の方向性	計画期間を通じての方向	現状のまま継続	266	71
		休止・廃止	0	0
		終了・完了	7	2
		見直して継続	91	24
		他事業と統合して継続	11	3
		計	375	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 102 事業のうち※4	重点化 (拡充)	64	
		手段を改善	32	
		効率・簡素化	7	
		その他	7	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が 375 事業にならない。
- ※3 令和 5 年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、「見直して継続」及び「他事業と統合して継続」の合計である 102 事業にならない。

表 4 令和 6 年度年次事業評価結果（令和 5 年度に指定管理者が管理した 13 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合 (%)※1
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものの。	5	1	8
		4	12	92
		3	0	0
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものの。	S	1	8
		A	12	92
		B	0	0
		C	0	0
		D	0	0

※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を５段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第３位以下切り捨て）

平均点数（②÷①）

4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数

4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が５ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2／3以上であり、利用者満足度指数が４ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1／2以上であり、利用者満足度指数が３ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1／2未満である。または、利用者満足度指数が２ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が１ポイントである場合

5. 外部評価対象事業の選定

(1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 3 事業を決定した。

① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（61 事業）及び次の条件に該当する事務事業を除く 40 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 令和 5 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労働量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

② 2 次選定の基準

1 次選定された 40 事業の中から、外部評価委員が外部評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 3 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する方に意見をいただき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

(2) 年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の２年目または３年目における年次事業評価を対象とするが、各年度の評価対象施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について、外部評価を行うスケジュール(予定)は表７のとおりである。

表 ７ 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全 13 施設】

番号	施設名	指定管理期間と評価年度					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
1	八潮市立コミュニティセンター	評価				評価	
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘	評価				評価	
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘	評価				評価	
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑	評価				評価	
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ				評価		
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ				評価		
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家				評価		
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ		評価				
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター				評価		
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所			評価			評価
11	八潮市立どんぐり学童クラブ			評価			評価
12	八潮市立八條図書館及び八條公民館		評価				評価
13	八潮市立おおぜ学童保育所			評価			評価
評価対象施設数		4	2	3	4	4	4

※白抜きは現在の指定管理期間、網掛けは令和 7 年 1 月 1 日現在で想定される指定管理期間を表記している。

6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「3. 商業振興事業」については、平成 30 年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。

表 8 令和 6 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	健康福祉・子育て	地域医療促進事業	健康増進課
2	都市基盤・環境	民間住宅等耐震化促進事業	開発建築課
3	産業経済・観光	商業振興事業	商工観光課

表 9 令和 6 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑	長寿介護課
5	八潮市老人福祉センターすえひろ荘	長寿介護課
6	八潮市老人福祉センター寿楽荘	長寿介護課
7	八潮市立コミュニティセンター	市民協働推進課

7. 評価の流れ

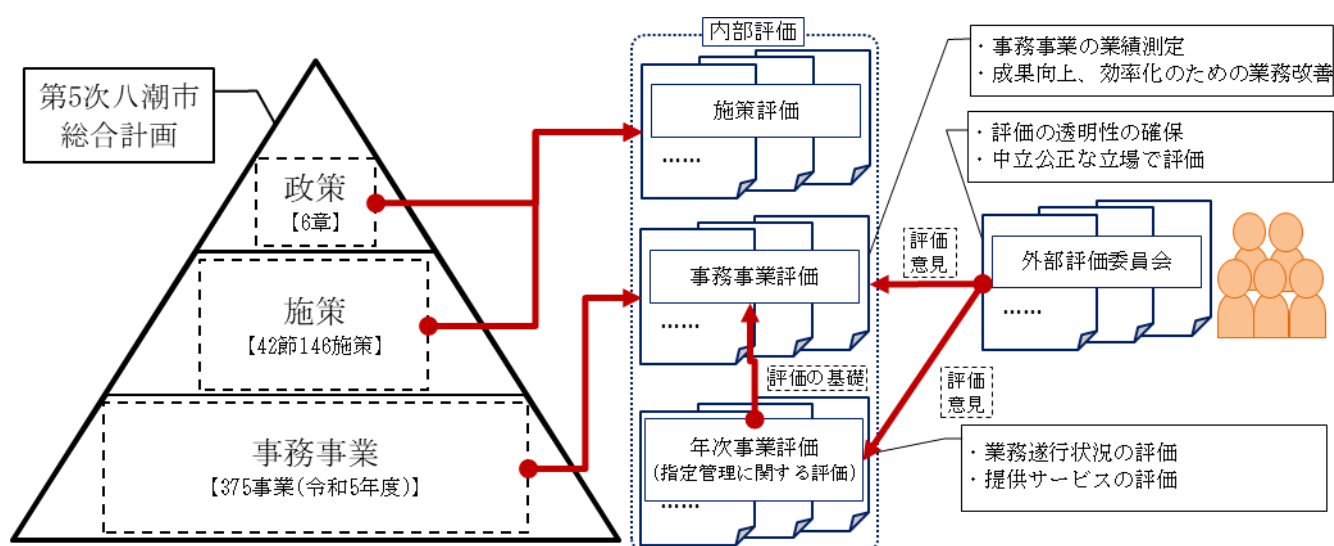
(1) 事務事業評価に対する外部評価

事務事業評価に対する外部評価は、事務事業評価シート（P43 以降参照）に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

(2) 年次事業評価に対する外部評価

年次事業評価に対する外部評価については、年次事業評価シート（P49 以降参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、年次事業評価が適切に行われているか評価を行った。

図 1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係（イメージ）



(3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

現地調査を伴う外部評価として、はじめに施設や現場等の現地調査を行いながら、施設や現場等の概要の説明を受けた。その後、評価シート等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果の説明を受け、質疑応答を行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

(4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に実施した外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済みの事業の再評価は、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、課題の改善状況等の説明を受け、その後、質疑応答を行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

8. 評価

(1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 10 「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5 点」「4 点」「3 点」「2 点」「1 点」の 5 段階評価とし、「最適な評価」を 5 点、「適切でない評価」を 1 点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。 ・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。 ・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。 ・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。 ・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。
目標達成度 (令和4年度の目標達成度)	・ 目的（目標）を的確に捉え評価しているか。 ・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。 ・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。 ・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。 ・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。 ・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。 ・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。
公平性 (受益者が一部に偏っているか・受益者負担の見直しの余地)	・ 利用者（受益者）の偏りを的確に捉え評価しているか。 ・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。

②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、担当者作成の事業内容や評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じての課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表 11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25 点から 23 点」を A、「22 点から 18 点」を B、「17 点から 13 点」を C、「12 点から 8 点」を D、「7 点から 5 点」を E としたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	25 } 23
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	22 } 18
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	17 } 13
D:やや適切でない 評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	12 } 8
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	7 } 5

③今後の方向性について

各外部評価委員が、「①事業の評価に対する評価等」を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	令和5年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	令和5年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	令和5年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	令和5年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

(2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5 点」「4 点」「3 点」「2 点」「1 点」の 5 段階評価とし、「最適な評価」を 5 点、「適切でない評価」を 1 点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制に関する事項	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が八潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25 点から 23 点」を A、「22 点から 18 点」を B、「17 点から 13 点」を C、「12 点から 8 点」を D、「7 点から 5 点」を E としたものである。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5 点	25 } 23
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4 点	22 } 18
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3 点	17 } 13
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2 点	12 } 8
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面から見直し、改善すべき点が多い。	1 点	7 } 5

9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 3 事業のうち、2 事業を「A：最適な評価」、1 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名			①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法
1	地域医療促進事業	内部評価	B	C	見直しの余地がある
		外部評価	4.4	4.6	4.4
2	民間住宅等耐震化促進事業	内部評価	A	C	見直しの余地がある
		外部評価	4.6	4.4	4.4
3	商業振興事業	内部評価	B	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.4	3.8	4.4

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
偏りが無い 受益者負担が無い	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
4.4	—	A：最適な評価	P.24(4)参照
偏りがある 余地がある	大きな課題がある	☆ 遅れ	見直して継続 重点化（拡充）
4.6	—	A：最適な評価	P.26(4)参照
やや偏りがある 受益者負担が無い	大きな課題がある	☆☆ 概ね順調	見直して継続 手段を改善
4.2	—	B：適切な評価	P.28(4)参照

(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした５事業を「Ａ：最適な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名			① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務			
			開館 予定日、 時間	職員 数	チェ ック 機能	法令 遵守	適正 な取 り扱 い	マニ ュアル の作成	行事 の 実行	自己 分析、 業務 改善	トラ ブル 対応	職員 研修	利用 料金 の設定	減免 の手 続き	利用 料金 の徴 収	公平 な選 考
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	5.0			4.8		5.0				5.0			
5	八潮市老人福祉センターすえひろ荘	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	5.0			4.8		5.0				5.0			
6	八潮市老人福祉センター寿楽荘	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	4.8			4.8		4.8				5.0			
7	八潮市立コミュニティセンター	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
		外部 評価	5.0	5.0			4.8		4.8				5.0			

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

※⑤利用許可業務のうち、該当する業務がない項目は、評価対象外として「－」と表記している。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経費の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A：最適な評価 P. 31 (2) 参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A：最適な評価 P. 34 (2) 参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						4.8				5.0		A：最適な評価 P. 37 (2) 参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A：最適な評価 P. 40 (2) 参照

10. 外部評価の結果（個別）

本委員会では、市が実施した事務事業評価及び年次事業評価に対して外部評価を行い、委員会の評価を決定した。また、外部評価を行う過程において、事業の取組みに対する意見もあったため、今後の事業を推進するために、参考とすべきものとして記載した。

なお、各事業の評価結果の構成については、表 17 及び表 18 のとおりである。

表 17 事務事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	1	①	(3) 事務事業評価に対する主な意見 ④
事業名	健康増進事業	担当課	健康増進課
事業目的	各種健康増進事業や精神保健事業等を実施するとともに、正しい知識の普及啓発を推進することにより、市民自ら生活習慣病等を予防し、心身の健康を保持増進できるようにする。		
事業概要	- 健康増進法に基づき、各種健康増進事業を実施する。 - 若年者の生活習慣病予防のため、40 歳未満の市民を対象としたヘルシーチェック健診を実施する。 - 精神保健に関する講演会、相談及び訪問指導を実施する。		
(1) 事業の評価に対する評価 ②			(4) 今後の方向性について ⑤
必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。			
評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5 段階評価)
必要性	非常に高い	4.8	5 点 4 点 3 点 2 点 1 点 4 人 1 人
目標達成度	概ね達成できた	4.8	4 人 1 人
実施内容・方法	余地がある	4.6	3 人 2 人
公平性	偏りがない 余地がない	5.0	5 人
※委員会の評価（平均点）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。			(5) 当該事業に対する主な意見・提案等 ⑥
(2) 総合評価に対する評価 ③			
担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。			
担当課の評価	委員会の評価	委員会の点数内訳 (5 段階評価)	
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価 合計点/満点	25 点/25 点	5 点 4 点 3 点 2 点 1 点 5 人
① 企業や個人で実施している様々な検診と、市で実施している当該事業における検診とで、受診状況の情報を共有・整理できないことから、未受診の人への働きかけが難しい状況にあるように思われる。未受診の方に受診してもらえよう検討が必要と思われる。			
② 他の検診と一緒に受診できるようになれば、受診率の向上に繋がると思われる。今後の取組みに期待したい。			

【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P10) に基づき、必要性や目標達成度等の 4 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P11) に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P12) に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

表 18 年次事業評価に対する外部評価の結果の構成

番号

5

指定管理

①

施設名

八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ

担当課

障がい福祉課

設置の目的

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の規定に基づき、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって身体障がい者の福祉の増進を図る。

業務内容

(1) やすらぎの事業の実施

ア 身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの実施に関すること。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業の実施に関すること。

ウ 身体障害者関係福祉団体の支援に関すること。

エ ボランティアの養成に関すること。

オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(2) やすらぎの利用の許可に関する業務

(3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

(2) 総合評価に対する評価

③

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
	合計点/満点		5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

④

① コロナ禍にも関わらず、十分な開館日数・開館時間を確保されているため、評価は妥当である。

② 利用者への対応及びサービス等の向上について、個別の講座等の種類についてもよく工夫されており、実際に利用者アンケートにおける評価も高いことから、評価は妥当である。

(1) 事業の評価に対する評価

②

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価（平均点）	委員会の点数内訳（5段階評価）				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務*	利用料金の設定	—	—					
	減免の手続き	—						
	利用料金の徴収	—						
	公平な選考	—						
⑥施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

⑤

① 利用者アンケートについて、利用者の声を直接聞くのは管理する側にとっても有益だと思う。期間を延ばす等アンケート数を増やしてはどうか。

【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P14)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

番 号	1		
事 業 名	地域医療促進事業	担 当 課	健康増進課
事業目的	地域の医療機関との協力体制の充実に努めることで、市民が住みなれた地域において良質かつ適切な医療サービスを効率的に受けられる環境を整備する。また、日常的な医療の基盤となり、必要に応じて専門医療機関との連携を行う、かかりつけ医（歯科医を含む）の普及と定着を推進する。		
事業概要	・各種の健康づくり事業を通じて、かかりつけ医（歯科医を含む）の必要性について啓発を行う。また、医療機関マップを作成する。 ・地域の医療機関との協力体制を円滑にし、保健衛生、地域医療を推進するため、地域医療団体へ補助金を交付する。 ・医師会等の協力を得ながら、産科の誘致活動を推進する。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳（5段階評価）				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	高い	4.4	3人	1人	1人		
目標達成度	達成できなかった	4.6	4人		1人		
実施内容・方法	余地がある	4.4	3人	1人	1人		
公平性	偏りがない 受益者負担がない	4.4	3人	1人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	24点/25点	4人	1人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、事業全体として必要性が「高い」という担当課の評価は理解できるものの、個々の実施内容については必ずしも「高い」とはいえないのではないかと。かかりつけ医の必要性に関する啓発については、「ある程度認められる」程度のように思われる。また、事業費を大きく占める医師・歯科医師への報酬が、何のための対価であるか不明瞭であり、その必要性に疑義を感じた。
- ② 目標達成度について、活動指標や成果指標には、本事業の実施内容のうち、かかりつけ医に関する事項だけが取り上げられているが、それ以外の実施内容に関する指標も示すことが望ましい。
- ③ 実施内容・方法について、市長公約として位置づけられていることや、目標達成度が「達成できなかった」という自己評価であるなら、見直しの「余地が大きい」ものとして捉えるべきではないか。
- ④ 公平性について、「かかりつけ医の必要性についての講話」の受益者は「八潮いこい体操参加者」、健康だよりの受益者は、それを受け取ることができる市民、補助金の交付の受益者は補助金の被交付者と本事業の実施内容のそれぞれで受益者は異なると思われる。利用者が少ないように思われるものもあるため、「やや偏りがある」としてもよいのではないかと。
- ⑤ 総合評価について、活動指標、成果指標ともに大きく未達であり、産科誘致についても大きな進展はないことから、「遅れ」としたいところだが、かかりつけ医を持つ市民の割合などは早急に達成できるものではなく、産科誘致も急ぐ課題ではないとするなら、「概ね順調」という評価もやむなしと思われる。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が1人、「縮小」が1人であった。このことから、現在の事業内容を維持しつつ、今回の外部評価で示された指摘事項に対応いただきたい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① かかりつけ医については、国（厚生労働省）や県、医師会といったところが主体的に取り組むものであり、市町村は補助的な立場にあるのではないかと。むしろ、補助金交付の内容が分かるような事業評価にしてもらいたい。
- ② 健康だよりが必要な人に届いているか疑問であるため、情報を必要とする市民に効果的に伝えられるよう努めていただきたい。
- ③ 予防医療の観点からも歯のメンテナンスは重要だと思われるので、かかりつけ歯科医の必要性についても、もっと提唱してもよいのではないかと。

番 号	2		
事 業 名	民間住宅等耐震化促進事業	担 当 課	開発建築課
事業目的	昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手し、建築された旧耐震基準の建築物は、耐震改修等により耐震化され、市民は、良質な住まいで安心して暮らしている。		
事業概要	・ 民間住宅の耐震性向上について、耐震相談や簡易耐震診断を行う。 ・ 耐震化促進及び危険ブロック塀等撤去改修のため補助金交付事業を行う。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5 段階評価)				
			5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
必要性	非常に高い	4.6	4 人		1 人		
目標達成度	達成できなかった	4.4	3 人	1 人	1 人		
実施内容・方法	余地がある	4.4	3 人	1 人	1 人		
公平性	偏りがある 余地がある	4.6	4 人		1 人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5 段階評価)				
		合計点/満点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
☆ 遅れ	A : 最適な評価	25 点/25 点	5 人				

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、耐震化促進自体は必要性が非常に高いものであり、市の評価は適切である。
- ② 目標達成度について、成果指標の「住宅の耐震化率（推計）」が思うように伸びておらず、八潮市建築物耐震改修促進計画で目標として設定している令和 7 年度時点で 95%に達することは、非常に困難だと考えられることから「達成できなかった」という評価は適切である。
- ③ 実施内容・方法について、補助制度を活用してもらうようにすることが本事業に求められる最大の課題の一つであり、目標達成度が「達成できなかった」である以上、「余地が大きい」とするべきではないか。
- ④ 公平性について、補助金受給者が受益者とすれば、「偏りがある」とするのは適切な評価である。また、補助金の限度額や割合などを見直すことができるのであれば、受益者負担の見直しの「余地がある」とするのも適切な評価である。
- ⑤ 総合評価について、住宅等の耐震化の促進を図る事業であるが、補助金の利用が少ないことや、計画に定めている住宅耐震化率の目標に届いていないことから、「遅れ」とする評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【重点化】」であるが、本委員会の意見としては、「重点化」が 3 人、「現状維持」が 1 人、「休止・廃止」が 1 人であった。このことから、類似事業との差別化を図りつつ、重点化に向けた検討を行ってほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 市民の生命・財産を守るために耐震化の促進は早急に取り組む必要があり、市民全体に対して広報だけでなく、耐震基準を満たしていない物件の所有者に対して、個別に働きかけるような動きも必要になってくるのではないか。
- ② 住宅の耐震化に係る補助金は、商工観光課などでも同様の事業（八潮市住宅改修資金補助金）を行っているので、危険ブロック塀等撤去改修補助金のみ実施すればよいのではないか。
- ③ 耐震化が必要な古い住宅であっても、改修資金などの理由から先延ばしにしているケースも多いと思われる。積極的に市が関わっていかなければならないと考える。

番 号	3	再評価	
事 業 名	商業振興事業	担 当 課	商工観光課
事業目的	・地域に密着したイベントや販売促進に結びつく各種事業を支援することにより、商店街の活性化等を促進する。 ・個店に対する経営指導の強化と魅力ある個店づくりを促進する。 ・農商工連携事業に取り組む商業者を支援する。		
事業概要	・「商工だより」を発行し、市内事業者へ商工振興に関する情報を提供する。 ・「やしお商業&観光元気UPサイト」を活用し、商業に関する情報を発信する。 ・さくらカード事業費補助金を交付する。 ・「道の駅」設置に向けた庁内体制の組織化に向けた準備を行う。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	高い	4.4	3人	1人	1人		
目標達成度	概ね達成できた	3.8	2人		3人		
実施内容・方法	余地がある	4.4	3人	1人	1人		
公平性	やや偏りがある 受益者負担がない	4.2	2人	2人	1人		

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	B：適切な評価	21点/25点	2人	2人	1人		

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、多くの市民から要望がある事業ではないと思われるが、地域の個店を支援することは市民活力の推進につながり、街づくりのためにも重要な要素である。一方でさくらカード加盟店の減少や市内での認知度の低さなどから考えると、事業者側・利用者側どちらから必要さが減り続けているようにも感じる。
- ② 目標達成度について、成果指標が設定されていないため、目標達成度を測ることは困難である。商店街や個店の活性化や支援を目的としているのであれば、「達成できなかった」とすべきではないのか。成果指標を設定するべく努力をしたとの説明があり、成果指標の設定が難しいことは理解した。活動指標が、従前にあった宅配サービスがなくなっていたが、代わりに商工だよりの発行や「やしお商業&観光元気UPサイト」の更新などを入れてはどうか。商工だよりを掲載したページやサイトへのアクセス数などであれば、成果指標にもなり得る。
- ③ 実施内容・方法について、すでに様々な工夫をし、見直しをしていることから、「余地がある」に留めていることは理解できるが、さくらカード加盟店が減少傾向にあり、本事業の目的である商店街や個店の活性化に結び付いていないならば、事業の実施内容等について見直しの「余地は大きい」とすべきではないか。
- ④ 公平性について、さくらカードの新規加盟がないということは、便益を受けられるべき事業者には制度のメリットが届いていないということであり、もっと積極的に周知すべきなのではないか。また、八潮駅周辺などの加盟店がない地域の住民は利用が難しいことを考えると公平性は低いものと思われる。
- ⑤ 総合評価について、商店街の活性化を促進できているか、魅力ある個店づくりを促進できているかが事業の目的であり、市内すべての個店等を対象としていることを考えると、さくらカードにこだわり停滞しているようにも思えるため、「遅れ」という評価が妥当ではないか。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【手段を改善】」であるが、本委員会の意見としては、「重点化」が3人、「現状維持」が2人であった。このことから、手段の改善に取り組みつつ、事業の重点化に努めていただきたい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 「道の駅」設置は、一時的なものではあるが、設置後の「道の駅」活用は恒常的な事業となり得るので、本事業との関連性を明確にして、位置付けられると良いと思われる。
- ② 再評価事業という点では、前回の評価時に多くの指摘事項があり、事務事業評価シートの「今後の方向性」にも「新たな支援策を展開する」とあったものの、改善が見受けられない。
- ③ さくらカードは市民に浸透しているとはいいがたいため、時代の変化に対応した新しい支援策や取組を検討し、そちらに市の予算を割いた方が良いのではないか。
- ④ さくらカード加盟店が減ったのは、商店街から大手スーパーへの消費者流出や事業者の後継者不足などの根本的な問題もあると思われるため、その問題への対応も必要だと考える。

番 号	4	指定管理	
施 設 名	八潮市高齢者福祉施設やしお苑	担 当 課	長寿介護課
設置の目的	高齢者の福祉の増進を図るため。		
業務内容	(1) 老人デイサービスセンターの通所者に入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与すること。 (2) 特別養護老人ホームの入所者を養護すること。 (3) 老人福祉法施行規則第7条に規定する援助を総合的に行うこと。 (4) やしお苑設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	4人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が５段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（５段階評価）				
		合計点/満点	５点	４点	３点	２点	１点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、苦情対応窓口を８：３０～１８：００の間で行っているとのこと。負担であると思うが、対応する体制としては必要なことだと思われる。
- ② 個人情報の保護について、高齢者施設における利用者の個人情報は、特殊詐欺や強盗等の対象の名簿となる恐れもあることから、特に電子データに関する管理についても意識を向ける必要がある。個人情報を紙ベースで管理しているのであれば、書類管理に触れるだけでも良いが、電子データがあるようならば、その点の管理についても触れるようにすべきである。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、アンケートの回収状況も、アンケート結果も非常に良いものであり、「A」とした評価は問題のないものと思われる。
- ④ 施設設備及び物品の維持管理について、「指定管理者自己評価」の中で、「耐用年数経過や経年劣化による不具合が多発した」とあるが、利用者のアンケートの状況も悪くないことから、管理・維持は適切に行われているようである。
- ⑤ 総合評価について、概ね適正な評価方法で評価されていることが確認できた。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の影響もあったと思うが、とても健全に運営されていると思う。

番 号	5	指定管理	
施 設 名	八潮市老人福祉センターすえひろ荘	担 当 課	長寿介護課
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与するため。		
業務内容	(1)生活、身上及び職業の相談指導に関すること。 (2)健康相談及び保健指導に関すること。 (3)講演会、講習会その他教養講座の開催に関すること。 (4)すえひろ荘ゲートボール場の管理に関すること。 (5)その他老人の福祉に関すること。		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	4人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、ゲートボール場が開場している8:30～17:00の時間についても、すえひろ荘の職員によって、問題なく管理されていると思われる。
- ② 個人情報の保護について、高齢者施設における利用者の個人情報は、特殊詐欺や強盗等の対象の名簿となる恐れもあることから、特に電子データに関する管理についても意識を向ける必要がある。個人情報を紙ベースで管理しているのであれば、書類管理に触れるだけでも良いが、電子データがあるようならば、その点の管理についても触れるようにすべきである。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、施設の老朽化に伴い、雨漏りなど修繕しなければならない箇所が多い。高齢者が安全に利用できる必要な施設なのであれば、もっと予算が必要とも思われる。
- ④ 施設設備及び物品の維持管理について、適切に対応しているとのことであるが、昭和60年の開設から時間を経ており、設備の劣化等が危惧される。
- ⑤ 総合評価について、施設は健全に運営されており、概ね適正な評価方法で評価されていることが確認できた。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 施設の利用・予約について、今後、ネット上から行うことができるようにしていかなければならないのではないか。サイトの管理ができなければならないこと、情報セキュリティに不安があること、無断キャンセルへの対応など問題が多いと思われるが、将来的には必要とされるように思われる。

番 号	6	指定管理	
施 設 名	八潮市老人福祉センター寿楽荘	担 当 課	長寿介護課
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与するため。		
業務内容	(1)生活、身上及び職業の相談指導に関すること。 (2)健康相談及び保健指導に関すること。 (3)講演会、講習会その他教養講座の開催に関すること。 (4)レクリエーション及び老人クラブ活動の指導促進に関すること。 (5)その他老人の福祉に関すること。		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	4.8	4人	1人			
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	4人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.8	4人	1人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	4.8	4人	1人			
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（5段階評価）				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 個人情報の保護について、高齢者施設における利用者の個人情報は、特殊詐欺や強盗等の対象の名簿となる恐れもあることから、特に電子データに関する管理についても意識を向ける必要がある。個人情報を紙ベースで管理しているのであれば、書類管理に触れるだけでも良いが、電子データがあるようならば、その点の管理についても触れるようにすべきである。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、現地視察で訪れたが、利用者の方々にとって大切な場所となっていることが確認できた。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 現地視察で訪れたが、確かに古い施設であり、冷暖房の効率も良くなさそうに思えたが、少ない職員によって清潔に維持されており、特に入浴施設の管理は行き届いているように思われた。コロナ禍が一段落してくるとともに、利用者を増やせると良いと思う。
- ② 施設は老朽化しているが、清掃が行き届いており、利用者が快適に過ごせるよう管理されていると感じた。
- ③ 来館者数について、延べ人数で記録しているものと思われるが、利用者の実人数の算出ができれば、利用者の実態やニーズをより正確に把握できるものと思われる。

番 号	7	指定管理	
施 設 名	八潮市立コミュニティセンター	担 当 課	市民協働推進課
設置の目的	地域住民の間に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進するため。		
業務内容	(1)センターの利用の許可に関する業務 (2)センターの設置の目的を達成するため必要な事業の計画 (3)センターの施設及び設備の維持管理に関する業務		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	4人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	4.8	4人	1人			
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	A	5.0	5人				
	減免の手続き	A						
	利用料金の徴収	A						
	公平な選考	A						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が５段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳（５段階評価）				
		合計点/満点	５点	４点	３点	２点	１点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 個人情報の保護について、紙媒体、電子媒体いずれにせよ、個人情報がどのように管理されているのか、もう少し具体的に示されないと評価が難しい。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、利用者の状況が芳しくない中で、やむを得ないが、利用者の延べ人数が2,600人以上いるにもかかわらず、回収した利用者満足度調査のアンケートが13件なのは少ないのではないかと。回収件数が少ないと、利用者への対応を適切に評価するのは難しいと思われる。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 利用者が少ないのであれば午後９時まで開けている必要はないのではないかと。
- ② コロナ禍前には8,000人を超える年間利用者がいたが、コロナ禍を経て2,000人台に落ち込んで、利用者数が回復しておらず、回復が遅い理由として、施設の老朽化とコミュニティバスの減便によるアクセスの不便さを挙げていた。講座を増やすことで、利用者の増加を目指していくとしても、老朽化対策と交通アクセスの不便さの解消を先行しないと解決が難しいと思われる。
- ③ 施設が老朽化しており、改修・修繕も思うようにできない状況は理解できるが、まずは利用者を増やす取組を行っていくべきである。
- ④ あまりに利用者数が少ないように思われるため、利用者数を向上させるための努力が必要だと思う。市は一定のコストをかけている以上は、利用率の向上を求めるべきだと感じる。
- ⑤ 近隣の自治体と情報交換を行って、利用者の減少等といった問題や解決策について共有していくのが良いと思われる。

11. 全体に関する意見

令和6年度の本委員会では、7事業の評価を行い、行政評価全体についての意見を次のとおり提示した。今後、八潮市の行政評価制度の改善が図られ、一層、充実した制度となることを期待するものである。

意 見
【年次事業評価シート（様式）について】 年次事業評価シートの管理経費の収支状況について、収入の項目を「その他」として追加する場合は、代表的なものを挙げていただきたい。特に繰越金などは別項目として設ける方が望ましいと思われる。また、年度によって変動幅が大きい場合には、その理由について触れてもらえると助かる。 年次事業評価シートの評価項目における「②管理執行体制に関する事項」について、業務履行内容の「業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか」に対する評価方法として「研修会の開催等関係書類により確認する」としているが、関係法令を遵守しているかどうかは、研修したからといって確認できるものではないので、評価方法として適切でない考える。 【事務事業について】 予算だけを頼りに事業を行うとできることが制限されてしまうため、個々の所属のみでなく、関係機関や民間事業者と連携して事業を進めていくことも重要だと感じる。 【行政評価について】 市が行っている事業評価、年次事業評価いずれも適切な評価がされていると思う。今後もさらに努力してもらいたい。

資料編

事務事業評価シート(対象:R5年度実施事業)

事務事業評価シート(対象:R5年度実施事業)																	
事務事業名	地域医療促進事業				所属コード	1305000	位置付け	■主要事業	総合戦略	■市長公約							
施策の柱(章)	2	健康福祉・子育て		部	健康福祉部	実施主体	●市	県	国	その他							
		いのちを守る医療体制づくり		課	健康増進課		継続年数	5年以下	6～10年	11～15年	●16年以上						
大施策(節)	2					保健医療係	有				[	]	無				
基本施策	1	地域医療提供体制の充実				担当者名	堀内	事業の対象		■全市民	市民の一部	内部職員					
予算科目		会計	01	款	4	項	1	目	1	事業	4	814	事業の対象		[補助金交付団体		]
事業目的	地域の医療機関との協力体制の充実に努めることで、市民が住み なれた地域において良質かつ適切な医療サービスを効率的に受け られる環境を整備する。また、日常的な医療の基盤となり、必要 に応じて専門医療機関との連携を行う、かかりつけ医（歯科医を 含む）の普及と定着を推進する。													事業概要		各種の健康づくり事業を通じて、かかりつけ医（歯科医を含む） の必要性について啓発を行う。また、医療機関マップを作成 する。 ・地域の医療機関との協力体制を円滑にし、保健衛生、地域医療 を推進するため、地域医療団体へ補助金を交付する。 ・医師会等の協力を得ながら、産科の誘致活動を推進する。	

■事業の評価（R5年度の事後評価）

①必要性の評価

当該事務事業について市が関与する必要性

評価者名

高橋

A:非常に高い

●B:高い

C:ある程度認められる

法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある

サービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている

市が何らかの関与（監督、指導等）をしないと、問題が発生する可能性がある

当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される

その他

判断理由

②目標達成度の評価

R5年度の目標達成度

A:達成した(100%)

B:概ね達成できた(80%以上)

●C:達成できなかった(80%未満)

活動指標の目標を達成した

成果指標の目標を達成した

業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した

達成できた内容／できなかった内容・理由(必ず記入)

活動指標である「かかりつけ医の必要性についての講話数」は、目標を達成できなかったが、新型コロナウイルス感染症が第5類に位置づけられたことにより、令和4年度と比較すると、実績は1.5倍に増えている。健康だよりについては、引き続きフルカラー印刷の冊子形式とし、情報を整理して見やすさを意識して作成した。

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地

余地が大きい

●余地がある

余地が全くない

民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある

事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる

業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる

社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる

成果を高める工夫が考えられる

その他

判断理由

④公平性の評価

i.受益者が一部に偏っているか

偏りがある

やや偏りがある

●偏りがない

非該当

ii.受益者負担の見直しの余地

余地がある

●余地がない

●受益者負担がない

非該当

判

断

理

由

使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる

国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している

受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている

使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している

■計画期間を通じての課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題

課題はほとんどない

●ある程度課題がある

大きな課題がある

課題

健康を維持するためには、日頃から健康について相談ができる「かかりつけ医療機関」を持つことが有益である。かかりつけ医の必要性について、これまで以上に市民の意識を高めることが課題となっている。
産科の誘致については、開設には至っていない。

考えられる対応策

かかりつけ医を持つことの必要性については、引き続き講話はもとより、その他にも様々な機会を捉えて周知する必要がある。また、産科誘致に係る支援方針見直しの検討を行うとともに、支援に関する情報発信や産科開設に係る相談等の対応を継続する。

総合評価（最終目標に対する進捗状況）

☆☆：順調（最終目標達成に向け、順調に成果があがっている）

☆☆：概ね順調（最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調）

☆：遅れ（このままでは、最終目標の達成が難しい）

総合評価

判断理由

☆☆
概ね順調

かかりつけ医（歯科医を含む）については、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、普及啓発の機会も前年度より増加した。健康だよりについては引き続き掲載情報の充実と見やすさを意識して作成した。また、地域の医療機関との協力体制を円滑にするための一環として、地域医療団体及び在宅歯科診療事業に対し、補助金を交付した。
産科誘致については、既存のホームページに出生率等のデータを追加し、情報量を増やした。

今後の方向性(計画期間を通じての方向)

●：現状のまま継続

：見直して継続

：休止・廃止

：他事業と統合して継続

：終了・完了

→

重点化(拡充)

手段を改善

効率・簡素化

その他

経営資源(R6年度比)

事業費

増加

●現状維持

削減

労働量

増加

●現状維持

削減

今後の実施方針(改善方針)

かかりつけ医を持つ市民を増やすため、かかりつけ医の必要性について、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。
また、地域医療団体及び在宅歯科診療整備事業に対する補助金交付などにより、地域医療提供体制の充実に努める。
産科誘致については、支援方針に基づき、支援内容の情報発信や産科開設に係る相談対応等を継続するとともに、他自治体の情報収集を行い、支援方針の見直しを検討する。

事務事業評価シート(対象：R5年度実施事業)

事務事業評価シート(対象:R5年度実施事業)										所属コード		1802000		位置付け		■ 主要事業		総合戦略		市長公約					
事務事業名		民間住宅等耐震化促進事業								部		都市整備部		実施主体		● 市		県		その他					
施策の柱(章)		5		都市基盤・環境		課		開発建築課		係・担当		継続年数		5年以下		● 6～10年		11～15年		16年以上					
大施策(節)		7		安全で良質な住環境づくり		係・担当		建築指導係		根拠法令等		● 有		[建築物の耐震改修の促進に関する法律]								無			
基本施策		2		良質な住宅確保の促進		担当者名		清水		内線		315		全市民		■ 市民の一部				内部職員					
予算科目				会計		01		款		8		項		3		目		4		事業					
事業目的		昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された旧耐震基準の建築物は、耐震改修等により耐震化され、市民は、良質な住まいで安心して暮らしている。										事業概要				・ 民間住宅の耐震性向上について、耐震相談や簡易耐震診断を行う。 ・ 耐震化促進及び危険ブロック塀等撤去改修のため補助金交付事業を行う。									

単位：円		R4決算	R5予算	R5決算	R6予算	事業の実施状況（見込み）	
事業費（A）		240,430	3,966,000	212,234	3,966,000		
事業費の内訳	委員報酬					令和4年度	事業の実施状況（見込み）
	物件費	5,430	11,000	7,234	11,000		
	維持補修費						
	扶助費						
	補助費等	235,000	3,955,000	205,000	3,955,000		
	普通建設事業費						
その他							
財源の内訳	国庫支出金	25,000	1,200,000	0	1,200,000	令和5年度	事業の実施状況（見込み）
	県支出金						
	市債						
	その他						
	一般財源	215,430	2,766,000	212,234	2,766,000		
		1.50	1.90	1.20	1.20		
職員数（人／年）						令和6年度	事業の実施状況（見込み）
職員人件費（B）	11,235,887	14,383,000	8,944,184	9,130,800			
総事業費（A+B）	11,476,317	18,349,000	9,156,418	13,096,800			
人件費率（B/（A+B））	97.9%	78.4%	97.7%	69.7%			
予算執行率（職員人件費除く）	—	—	5.4%	—			

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

令和4年度	事業の実施状況（見込み）
令和5年度	事業の実施状況（見込み）
令和6年度	事業の実施状況（見込み）

■事業の評価（R5年度の事後評価）

①必要性の評価		評価者名	近藤
当該事務事業について市が関与する必要性			
●A:非常に高い		B:高い	C:ある程度認められる
判断理由	●法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある ●サービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている ●市が何らかの関与（監督、指導等）をしないと、問題が発生する可能性がある ●当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される ●その他		

②目標達成度の評価

R5年度の目標達成度			
A:達成した(100%)		B:概ね達成できた(80%以上)	●C:達成できなかった(80%未満)
判断理由	●活動指標の目標を達成した ●業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した 達成できなかった内容／できなかった内容・理由(必ず記入) 活動指標のうち、補助制度等のP R活動は計画どおり2回を達成したが、その他の指標は達成できなかった。また、各種補助制度の利用は危険ブロック塀等撤去2件であったことから「達成できなかった」と判断した。		

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地			
●余地が大きい		●余地がある	●余地が全くない
判断理由	●民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある ●事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる ●業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる ●社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる ●成果を高める工夫が考えられる ●その他		

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか			
●偏りがある	●やや偏りがある	●偏りがない	●非該当
ii. 受益者負担の見直しの余地			
●余地がある	●余地がない	●受益者負担がない	●非該当
判断理由	●使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる ●国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している ●受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている ●使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している		

■計画期間を通じての課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題		
●課題はほとんどない	●ある程度課題がある	●大きな課題がある
課題	地震による建築物及びブロック塀等の倒壊の危険性や管理責任について、所有者等の意識が希薄化している。	
考えられる対応策	所有者等の責務や倒壊による危険性、各種補助制度等について、機会を捉え啓発を進める。	

■総合評価（最終目標に対する進捗状況）

☆☆☆：順調（最終目標達成に向け、順調に成果があがっている）
☆☆☆：概ね順調（最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調）
☆☆☆：遅れ（このままでは、最終目標の達成が難しい）

総合評価	判断理由
☆☆遅れ	4年ぶりに市民まつりと総合防災訓練で各種補助制度等のP R活動を行ったが、各種補助制度の利用は危険ブロック塀等撤去2件であったことから、総合的に遅れと判断した。

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	●現状のまま継続		●休止・廃止	●終了・完了
	●見直して継続		●他事業と統合して継続	
	→ ●重点化(拡充) ●手段を改善 ●効率・簡素化 ●その他			
経営資源(R6年度比)	●事業費	●増加	●現状維持	●削減
	●労働量	●増加	●現状維持	●削減
今後の実施方針(改善方針)	所有者等の責務や倒壊による危険性、各種補助制度等について、機会を捉え啓発を進めるとともに、各種補助制度の拡充等について検討する。			

■事業の評価（R5年度の事後評価）

①必要性の評価			評価者名	小野寺
当該事務事業について市が関与する必要性				
A:非常に高い		●B:高い		C:ある程度認められる
法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある				
サービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている				
市が何らかの関与（監督、指導等）をしないと、問題が発生する可能性がある				
当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される				
その他				

②目標達成度の評価

R5年度の目標達成度				
A:達成した(100%)		● B:概ね達成できた(80%以上)	C:達成できなかった(80%未満)	
	活動指標の目標を達成した		成果指標の目標を達成した	
	■ 業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した			
達成できた内容／できなかった内容・理由(必ず記入)				
活動指標の目標は達成できなかったが、さくらカード事業を実施しているさくらカード会に対し補助金を交付し、支援することができた。また、「商工だより」の発行や「やおお商業&観光元気UP!サイト」の更新を行い情報発信を行った。				
判断理由				

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地				
余地が大きい		●余地がある		余地が全くない
民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある				
事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる				
業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる				
社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる				
成果を高める工夫が考えられる				
その他				

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか				
偏りがある		● やや偏りがある	偏りがない	非該当
ii. 受益者負担の見直しの余地				
余地がある		余地がない	● 受益者負担がない	非該当
判断理由	使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる			
	国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している			
	受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている			
	使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している			

■計画期間を通じての課題と対応策

課題	評価時点で認識されている問題・課題		
	課題はほとんどない	ある程度課題がある	●大きな課題がある
課題	大規模小売店舗の進出や消費者の購買形態の変化等により市内の個店の経営に影響を及ぼしており、地域に密着した個店が減少している。 また、八潮市商工会が実施している「さくらカード事業」についても減少している。		
考えられる対応策	八潮市商工会さくらカード会が行っているさくらカード事業について、利用している人が固定傾向にあるため、メリットをPRして、新規利用者を増やしていく。 魅力的な個店づくりについて、検討を進め情報発信を行う。		

■総合評価（最終目標に対する進捗状況）

☆☆：順調（最終目標達成に向け、順調に成果があがっている）
☆☆：概ね順調（最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調）
☆：遅れ（このままでは、最終目標の達成が難しい）

総合評価	判断理由
☆☆ 概ね順調	さくらカード会加盟店数は減少しているものの、コロナ禍であったが、さくらカード事業を継続して実施しており、補助金によりその活動を支援することができた。

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	:現状のまま継続	:休止・廃止	:終了・完了
	●:見直して継続	:他事業と統合して継続	
→ 重点化(拡充) 手段を改善 効率・簡素化 その他			
経営資源 (R6年度比)	事業費	増加	削減
	労働量	増加	削減
今後の実施方針 (改善方針)	今後は、地域に密着した魅力ある店舗を増加させるため、従来からの支援策である、八潮市商工会さくらカード会への補助、「商工だより」や「八潮商業&観光元気UP！サイト」での情報提供を継続しながら、先進自治体の情報を調査研究し、新たな支援策を展開する。		

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	長寿介護課
施設名	高齢者福祉施設 やしお苑
施設所在地	八潮市大字南川崎 2 1 0 番地 1
設置の目的	高齢者の福祉の増進を図るため。
指定管理者	社会福祉法人 名栗園
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
評価期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
指定管理者に求めるもの	民間事業者も含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を活かし、利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) 老人デイサービスセンターの通所者に入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与すること。
(2) 特別養護老人ホームの入所者を養護すること。
(3) 老人福祉法施行規則第7条に規定する援助を総合的に行うこと。
(4) やしお苑設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
収入(円)	管理料	—	0	0	0
	利用料金収入	—	514,682,328	530,920,268	16,237,940
	その他	—	36,622,694	44,765,568	8,142,874
支出(円)	運営費	—	126,466,846	126,972,161	505,315
	人件費	—	370,317,375	381,925,268	11,607,893
	維持管理費	—	14,335,444	13,164,271	▲ 1,171,173
	その他	—	31,706,875	50,203,898	18,497,023
収支(円)		—	8,478,482	3,420,238	▲ 5,058,244

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
開館日数(日)	365	365	0
来館者数(人)	780	1,524	744

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
高齢者福祉施設やしお苑 開所日数	日	計画	365	365
		実績	365	365

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
高齢者福祉施設やしお苑 施設の満足度	点	計画	4	4
		実績	4	4

【利用者満足度調査結果】（抜粋）

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価) (人)	61	52	5	1	0	119
割合(%)	51.3%	43.7%	4.2%	0.8%	0.0%	100.0%
利用者満足度指数	4					

【サービスの向上】（指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述）

高齢者福祉施設の経営主体として、安定した施設運営が行われており、利用者満足度も良好となっている。デイサービスでは、利用者全員で制作したTシャツのプリントにもなったデザインを作品として埼玉県創作品展に出展し「特別賞」を受賞した。

【年次事業評価結果】

※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

評価項目		評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
業務履行内容					
①開館時間					
開館予定日、開館時間は守られているか	開館日数、時間数が守られていたか関係書類により確認する		令和5年度は365日の開館であり、臨時の休館はなかった。	A	
②管理執行体制に関する事項					
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか	職員の配置を就労関係書類などにより確認する		職員の人数99人（令和5年4月1日時点） 職員は、老人福祉施設台帳等に基づき適正な体制が配置されていることを確認し、業務に必要な職員が確保されていた。 令和5年度職員配置表及び就労関係書類にて確認した。	A	
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか	体制の状況について現状を確認する 業務処理を確認できる各種規定などにより確認する		業務要領に基づいて業務を行っていることを確認し、業務処理に適した体制が確保され、チェック機能が確保されていた。	A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか	研修会の開催等関係書類により確認する		施設又は法人内部において計画立てて実施している。 外部の研修については、埼玉県主催の研修や県の社会福祉協議会、その他法人が加盟している社会福祉法人等による研修に参加している。	A	
③個人情報の保護					
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか	条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する		個人情報保護法違反は確認されていない。 また、社会福祉法人名栗園個人情報保護規程に基づき個人情報 は鍵のかかるキャビネットに保管する等適正に取り扱われている。	A	
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか	作成状況及びその内容について確認する		平成17年に社会福祉法人名栗園個人情報保護規程を制定し、運用していることを確認した。	A	
④利用者への対応及びサービス等の向上					
事業計画に基づいた行事は行われているか	関係書類等により確認する		事業報告書にて確認し、計画どおり実施されていた。	A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか	関係書類等により確認する		令和5年度利用者調査票にて確認し、自己分析等実施されていた。 調査期間 令和6年2月15日から3月15日まで実施し、124件の回答を得た。	A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか	関係書類等により確認する		関係資料から、令和5年度においては、市民からの苦情等大きなトラブルは発生していないことを確認した。 苦情等の際には、マニュアルを作成しており、適正に対応できる体制が整っていた。	A	
職員育成のための研修は行われているか	関係書類等により確認する		令和5年度は埼玉県の研修や市の研修等に参加している。また、ZOOM等のオンラインによる研修の参加を積極的に行っている。	A	

評価項目		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
業務履行内容	評価方法			
⑤利用許可業務				
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか確認する	条例に基づき適切に実施している。	A	
利用料金の減免の手続きは適正に行われているか	関係書類等により確認する	条例に基づき適切に実施している。	A	
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する	書面を確認し、適正に徴収されていた。	A	
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する	やしお苑入居取扱規程を作成し、当該規程に基づき入居検討委員会により公平に選考を実施している。	A	
⑥施設設備及び物品の維持管理				
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する	建築物やエレベーター等の法定点検を適切に実施している。 また、職員による目視点検を定期的に実施している。	A	
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する	市と協議の上、適切に実施している。	A	
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する	鍵の施錠は当直者が行う等のルールを定めていることを関係書類及び現状から確認し、適切に行われていた。	A	
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する	職員により適切に実施されている。	A	
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する	安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされていることを関係書類で確認し、全職員を対象とした健康診断を実施していた。	A	
物品（備品）の管理は適切に行われているか	台帳により確認	備品台帳を確認し、適正に管理されていた。	A	

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
⑦経費の執行管理						
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する	こまめな消灯や空調切替等、無駄なエネルギー消費を抑えており、ヒアリング等により、常時整理整頓を心がけていることを確認し、不要なものをため込まないようにはしていた。	A			
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する	経理規程に基づき金額の多いものは理事会を通すなど、執行管理体制が確保されていることを確認し、法人内部監査も定期的に実施していた。	A			
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する	経理内容について、根拠となる資料等適正に管理されていることを帳簿等で確認し、経理内容の明確化が図られていた。	A			
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する	経理規程が整備されていることを確認した。	A			
⑧その他の事項						
業務の一括委託などは行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する	書類の確認及び職員へのヒアリングにより、業務の一括委託などは行われていないことを確認した。	A			
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する	保険証書等を確認し、社会福祉事業者総合保険に加入している。	A			
【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】						
(1) 指定管理者自己評価						
令和5年度はすべてに関して「基本にかえる」ということを施設目標とし、少しずつではありますが、以前の生活を取り戻そうと施設部門、在宅部門共に様々な企画を立て、工夫を凝らしながらサービスの提供に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症が5類となつてから、季節ごとの催し物やレクリエーション活動を実施することができたのではないかと思います。幸いご入居者様への感染はほとんどなく1年を過ごすことができました。面会も再開し、入居者様がご家族との再開を果たすことができました。施設設備に関しては、耐用年数経過や経年劣化による不具合が多発した一年となりましたが、都度、修繕や更新工事、機器の入替を行い対応して参りました。その様な状況の中でも収支は黒字を確保する事ができました。						
(2) 業務改善に向けた分析						
物価高騰による影響や環境整備、人材確保等、経営を取り巻く状況は引き続き厳しい状況が続くと予想されます。その様な中、令和6年度は職員教育体制の再構築を目指していきます。定年退職を控える職員も多く、代わりとなる人材の確保、職員教育が急務です。介護の基本、認知症の理解など、高齢者福祉に携わる職員としての必要な知識や技術、心構えについて指導できる体制を充実させ、入居者・利用者へ提供するサービスの質の向上へと繋げていきたいと思ひます。 また、今後も施設を安心・安全にご利用頂く為に、引き続き基本的な感染対策を継続し、入居者・利用者が楽しみのあるサービス提供に努めてまいります。						
【所管課所見】						
高齢者福祉施設やお苑では、介護サービスの質の向上のため、身体拘束や虐待などの内部研修の実施、埼玉県や社会福祉協議会主催の外部研修に参加するなど、積極的な取組の姿勢が認められる。 また、施設入所者や利用者に対して、季節の催し物やレクリエーション活動等の充実を図っており、利用者満足度調査では、昨年度同様、概ね満足という結果となっている。今後についても、施設入所者等が安心・安全に過ごすことができる施設として、引き続き、適切な管理・運営に努めていただきたい。						総合評価 A

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	長寿介護課
施設名	八潮市老人福祉センター すえひろ荘
施設所在地	八潮市大字八條6 6 5 番地
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与するため。
指定管理者	社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
評価期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
指定管理者に求めるもの	民間業者を含めた団体の活力や柔軟な発想を活かし、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) 生活、身上及び職業の相談指導に関すること。
(2) 健康相談及び保健指導に関すること。
(3) 講演会、講習会その他教養講座の開催に関すること。
(4) すえひろ荘ゲートボール場の管理に関すること。
(5) その他老人の福祉に関すること。

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
収入(円)	管理料	—	20,361,000	20,556,000	195,000
	利用料金収入	—	0	0	0
	その他	—	804,900	0	▲ 804,900
	前期繰越	—	2,567,622	2,146,128	▲ 421,494
支出(円)	運営費	—	8,461,457	7,065,884	▲ 1,395,573
	人件費	—	10,497,741	11,324,987	827,246
	維持管理費	—	219,780	296,450	76,670
	その他	—	2,408,416	1,912,832	▲ 495,584
収支(円)		—	2,146,128	2,101,975	▲ 44,153

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
開館日数(日)	293	293	0
来館者数(人)	3,363	4,665	1,302

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
すえひろ荘開所日数	日	計画	293	293
		実績	293	293

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
すえひろ荘 施設の満足度	点	計画	4	4
		実績	4	4

【利用者満足度調査結果】（抜粋）

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価)(人)	94	70	4	0	0	168
割合(%)	56.0%	41.7%	2.4%	0.0%	0.0%	100.0%
利用者満足度指数	4					

【サービスの向上】(指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述)

多くの高齢者が利用する老人福祉センターにおいて、利用者満足度は概ね良い結果となっている。施設管理においても適正に維持管理が行われており、趣味の教室でスマートフォン教室を開催し、高齢者の方の学習の機会を提供することができた。

【年次事業評価結果】				※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。			
業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項	
①開館時間							
開館予定日、開館時間は守られているか		開館日数、時間数が守られていたか関係書類により確認する		令和5年度は293日の開館であり、休館となる場合には、市に連絡がなされる。	A		
②管理執行体制に関する事項							
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか		職員の配置を就労関係書類などにより確認する		職員の人数4人（令和5年4月1日時点） 職員の基準等はない。 令和5年度職員配置表及び就労関係書類にて確認した。	A		
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか		体制の状況について現状を確認する 業務処理を確認できる各種規定などにより確認する		職員への聞き取り及び事務決裁文書にて確認した。	A		
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか		研修会の開催等関係書類により確認する		条例、規則により実施しており、労働契約でも関係法令を遵守する旨の記載をしていることを確認した。	A		
③個人情報の保護							
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか		条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する		個人情報保護法違反は確認されていない。 また、社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき個人情報情報は鍵のかかるキャビネットに保管する等適正に取り扱われている。	A		
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか		作成状況及びその内容について確認する		平成17年に社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程を制定し、運用していることを確認した。	A		
④利用者への対応及びサービス等の向上							
事業計画に基づいた行事は行われているか		関係書類等により確認する		令和5年度老人福祉センターすえひろ荘指定管理業務報告により適切に実施されていることを確認した。	A		
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか		関係書類等により確認する		令和5年度利用者調査票にて確認した。 調査期間は令和6年1月17日から2月16日まで実施し、194件の回答を得た。	A		
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか		関係書類等により確認する		令和5年度において、市民からの苦情等大きなトラブルは発生していない。苦情等の際には、適正に対応ができる体制が整っている。	A		
職員育成のための研修は行われているか		関係書類等により確認する		令和5年度は市の施設管理に関する研修に参加している。	A		

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
評価	項目					
⑤利用許可業務						
利用料金は適正に設定されているか		利用料金が市と協議した設定となっているか確認する		条例に基づき適切に実施している。 使用料 市内居住者0円、市外居住者200円	A	
利用料金の減免の手続きは適正に行われているか		関係書類等により確認する		条例に基づき適切に実施している。 減免0件（市内に住所を有する60歳以上の者以外のもので、市長が特に認めた場合）	A	
利用料金の徴収は適正に執行されているか		利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する		適正に執行されている。なお、滞納はない。	A	
利用者の公平な選考を行っているか		事業計画及び関係書類により現状を確認する		利用者の選考はない。	A	
⑥施設設備及び物品の維持管理						
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか		正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する		消防設備や自動ドア等の法定点検を適切に実施している。また、職員による目視点検を定期的に実施している。	A	
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか		修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する		照明スイッチ交換等について、市との協議により行われている。	A	
施設の保安管理が適切に行われているか		施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する		業務委託により、適切に行われている。	A	
清掃業務等が適切に行われているか		業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する		業務委託により、適切に行われている。	A	
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか		施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する		7月に全職員を対象とした健康診断を実施している。	A	
物品（備品）の管理は適切に行われているか		台帳により確認		施設内の備品については、備品台帳により適正に管理されていることを確認した。	A	

業務履行内容		評価項目	評価方法		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
評価	項目						
⑦経費の執行管理							
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する	こまめな消灯や空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。また、常時整理整頓を心がけており、不要なものをため込まないようになっている。				A	
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する	職員配置表に基づき、適正に執行管理するための体制が確保されており、上司の決裁を要している。				A	
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する	経理内容において、根拠となる資料等適正に管理されており、明確化が図られている。				A	
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会経理規程が整備されている。				A	
⑧その他の事項							
業務の一括委託などは行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する	書類の確認及び職員へのヒアリングにより、業務の一括委託などは行われていないことを確認した。				A	
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する	普通傷害保険に加入している。				A	
【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】							
(1) 指定管理者自己評価							
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策が解除され、通常の受入体制を整え営業することができました。ご利用にあたって手助けの必要の方が多くなってきました。送迎バスの上り下りに困難を伴ったり、トイレに助けが必要になったりする方が増える一方、せっかく老人福祉センターに行きたい気持ちがあっても身体的な理由によりご利用をあきらめられる声を以前にも増して聞くようになりました。また、大型バスの停車する集合場所まで歩けないから老人福祉センターにいけないといった声も頂戴いたします。反対に、認知症の方が周囲の支援を受けながら老人会への参加をされるあたにかい光景もあります。地域連帯と細やかなサービスが求められているように感じます。今年度は、はじめでのスマートフォン教室を趣味の教室で開催しました。老人福祉センターならではのバスの送迎を実施することで、自力で携帯電話会社に行くことができなといった高齢者の方にも学習の機会を提供することができました。最高齢100歳の方もご参加いただき、老人福祉センターならではのスマートフォン講座になりましたこと喜ばしく思っています。							
(2) 業務改善に向けた分析							
施設の整備や利用者の希望等、より満足していただけるよう、予算の範囲内で改善していきます。今後の事業展開に向けて、ご利用者様の安全を対策や図りながら、ご利用者様の満足度が向上する取組を研究していきます。また、職員の対応についても、より多くの利用者に満足していただけるよう努力してまいります。							
【所管課所見】							
老人福祉センターすえひろ荘において実施した利用者満足度調査では、昨年度と同様、概ね満足という結果となっており、利用者のニーズを満たす事業が展開されていると評価できる。また、施設管理の面では、施設・設備の修繕や定期的なメンテナンスの実施など、適切に対応されている。今後についても、事業内容やサービスの充実を図り、引き続き、安定した事業運営及び維持管理に努めていただきたい。							総合評価
							A

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	長寿介護課
施設名	八潮市老人福祉センター 寿楽荘
施設所在地	八潮市大字木曽根 3 2 2 番地
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため便宜を総合的に供与するため。
指定管理者	社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
評価期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
指定管理者に求めるもの	民間業者を含めた団体の活力や柔軟な発想を活かし、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) 生活、身上及び職業の相談指導に関すること。
(2) 健康相談及び保健指導に関すること。
(3) 講演会、講習会その他教養講座の開催に関すること。
(4) レクリエーション及び老人クラブ活動の指導促進に関すること。
(5) その他老人の福祉に関すること。

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
収入(円)	管理料	—	29,591,000	29,752,000	161,000
	利用料金収入	—	0	0	0
	その他	—	286,000	116,000	▲ 170,000
	前期繰越	—	3,047,589	3,030,534	▲ 17,055
支出(円)	運営費	—	13,130,268	13,407,347	277,079
	人件費	—	13,914,487	14,458,081	543,594
	維持管理費	—	219,780	0	▲ 219,780
	その他	—	2,629,520	1,634,440	▲ 995,080
収支(円)		—	3,030,534	3,398,666	368,132

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
開館日数(日)	293	293	0
来館者数(人)	7,555	8,166	611

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
寿楽荘開所日数	日	計画	293	293
		実績	293	293

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
寿楽荘 施設の満足度	点	計画	4	4
		実績	4	4

【利用者満足度調査結果】（抜粋）

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価) (人)	117	97	21	0	0	235
割合(%)	49.8%	41.3%	8.9%	0.0%	0.0%	100.0%
利用者満足度指数	4					

【サービスの向上】(指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述)

多くの高齢者が利用する老人福祉センターにおいて、利用者満足度は概ね良い結果となっている。施設管理においても適正に維持管理が行われており、入浴利用者に対し水分補給等の体調管理のため給水所を設置し、利用者から喜ばれている。

【年次事業評価結果】

※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

業務履行内容		評価項目	評価方法		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
①開館時間							
開館予定日、開館時間は守られているか		開館日数、時間数が守られていたか関係書類により確認する			令和5年度は293日の開館であり、臨時の休館はなかった。	A	
②管理執行体制に関する事項							
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか		職員の配置を就労関係書類などにより確認する			職員の人数3人（令和5年4月1日時点） 職員の基準等はない。 令和5年度職員配置表及び就労関係書類にて確認した。	A	
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか		体制の状況について現状を確認する 業務処理を確認できる各種規定などにより確認する			職員への聞き取り及び事務決裁文書にて確認した。	A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか		研修会の開催等関係書類により確認する			条例、規則により実施しており、労働契約でも関係法令を遵守する旨の記載をしていることを確認した。	A	
③個人情報の保護							
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか		条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する			個人情報保護法違反は確認されていない。 また、社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき個人情報は鍵のかかるキャビネットに保管する等適正に取り扱われている。	A	
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか		作成状況及びその内容について確認する			平成17年に社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程を制定し、運用していることを確認した。	A	
④利用者への対応及びサービス等の向上							
事業計画に基づいた行事は行われているか		関係書類等により確認する			令和5年度老人福祉センター寿楽荘指定管理業務報告により適切に実施されていることを確認した。	A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか		関係書類等により確認する			令和5年度利用者調査票にて確認した。 調査期間は令和6年2月1日から3月4日まで実施し、259件の回答を得た。	A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか		関係書類等により確認する			令和5年度において、市民からの苦情等大きなトラブルは発生していない。苦情等の際には、適正に対応ができる体制が整っている。	A	
職員育成のための研修は行われているか		関係書類等により確認する			令和5年度は埼玉県への研修に参加している。また、職場内では職員の資質向上のために利用者への接遇に係る職場内の研修をしている。	A	

業務履行内容		評価項目		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
評価	評価方法					
⑤利用許可業務						
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか確認する	条例に基づき適切に実施している。 使用料 市内居住者0円、市外居住者200円	A			
利用料金の減免の手続きは適正に行われているか	関係書類等により確認する	条例に基づき適切に実施している。 減免0件（市内に住所を有する60歳以上の者以外のもので、市長が特に認めた場合）	A			
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する	適正に執行されている。なお、滞納はない。	A			
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する	利用者の選考はない。	A			
⑥施設設備及び物品の維持管理						
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する	消防設備や自動ドア等の法定点検を適切に実施している。また、職員による目視点検を定期的に実施している。	A			
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する	照明スイッチ交換等について、市との協議により行われている。	A			
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する	業務委託により、適切に行われている。	A			
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する	業務委託により、適切に行われている。	A			
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する	7月に全職員を対象とした健康診断を実施している。	A			
物品（備品）の管理は適切に行われているか	台帳により確認	施設内の備品については、備品台帳により適正に管理されていることを確認した。	A			

業務履行内容		評価項目	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)		評価	特記事項 現地確認事項
評価方法						
⑦経費の執行管理						
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する	こまめな消灯や空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。また、常時整理整頓を心がけており、不要なものをため込まないようにしている。	A			
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する	職員配置表に基づき、適正に執行管理するための体制が確保されており、上司の決裁を要している。	A			
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する	経理内容において、根拠となる資料等適正に管理されており、明確化が図られている。	A			
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会経理規程が整備されている。	A			
⑧その他の事項						
業務の一括委託などに行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する	書類の確認及び職員へのヒアリングにより、業務の一括委託などには行われていないことを確認した。	A			
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する	普通傷害保険に加入している。	A			
【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】						
(1) 指定管理者自己評価						
利用者には概ね満足をいただいたと思います。 近年、老人クラブの未加入者の個人利用（入浴利用）が多くなってきたが、老人クラブの加入者が減少してきているため、老人クラブのPR活動等、周知していくことが重要であり、寿大学校の一環として老人クラブのPR活動を実施しました。また観光協会の会員になり、駅前夜市や花ももまつり等のイベントにも参加しています。 施設管理等においては老朽化のため、屋根、外壁等の大規模修繕が早期に必要であり、空調設備のオーバーホール等の定期的なメンテナンスが必須である。 主に入浴利用者に対し水分補給等の体調管理のため給水所（冷水）を4月から設置し大変喜ばれています。						
(2) 業務改善に向けた分析						
施設の整備や利用者の希望等により満足していただけたよう、予算の範囲内で改善していきます。 また職員の対応についても、より多くの利用者に満足していただけるよう努力してまいります。						
【所管課所見】						
老人福祉センター寿楽荘において実施した利用者満足度調査では、昨年度と同様、概ね満足という結果となっており、利用者のニーズを満たす事業が展開されていると評価できる。また、施設管理の面では、施設・設備の修繕や定期的なメンテナンスの実施など、適切に対応されている。 今後についても、事業内容やサービス等の充実を図り、引き続き、安定した事業運営及び維持管理に努めていただきたい。						総合評価
						A

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	市民協働推進課
施設名	八潮市立コミュニティセンター
施設所在地	八潮市大字八条6 6 5
設置の目的	地域住民の間に連帯感を醸成し、心豊かなコミュニティ形成を促進するため
指定管理者	社会福祉法人 八潮市社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
評価期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
指定管理者に求めるもの	民間事業者も含めた団体の活力や柔軟な発想を活かし、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。

【指定管理者が行う主な業務の内容】

- (1) センターの利用の許可に関する業務
 (2) センターの設置の目的を達成するため必要な事業の計画及び
 (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
収入(円)	管理料	-	11,711,000	11,851,000	140,000
	利用料金収入	-	0	0	0
	その他	-	901,104	1,025,831	124,727
支出(円)	運営費	-	7,292,527	7,852,333	559,806
	人件費	-	2,066,642	2,188,856	122,214
	維持管理費	-	2,227,104	1,728,208	▲ 498,896
収支(円)		-	124,727	81,603	▲ 43,124

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和4年度	令和5年度	比較(R5-R4)
開館日数(日)	343	344	1
来館者数(人)	2,206	2,659	453

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
延べ人数	人	計画	9,000	9,000
		実績	2,200	2,659

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位		令和4年度	令和5年度
利用率	%	計画	11.0	11.0
		実績	21.1	30.5

【利用者満足度調査結果】（抜粋）

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価)(人)	4	4	4	0	1	13
割合(%)	30.8%	30.8%	30.8%	0.0%	7.7%	100.0%
利用者満足度指数	4					

【サービスの向上】（指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述）

地域コミュニティ形成の促進及び交流の場の提供として、多世代の方が体験できる痛みを軽減する歩き方教室やネイル教室などの講座を実施した。

【年次事業評価結果】 ※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

業務履行内容		評価項目	評価方法		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
①開館時間							
開館予定日、開館時間は守られているか		開館日数、時間数が守られていたか関係書類により確認する	開館日数341日 臨時休館 0日 土日及び夜間はシルバーク人材センターに委託			A	
②管理執行体制に関する事項							
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか		職員の配置を就労関係書類などにより確認する	職員配置表により確認。 (職員：3人、内正規職員1人、臨時職員2人)			A	老人福祉センターすえひろ荘と兼任
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか		体制の状況について現状を確認する 業務処理を確認できる各種規定などにより確認する	職員配置表に基づいて業務を行っている。			A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか		研修会の開催等関係書類により確認する	事業所における職場内研修を実施している。			A	
③個人情報の保護							
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか		条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する	・条例違反は確認されていない。 ・社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程が整備され、適正に取り扱われている。			A	
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか		作成状況及びその内容について確認する	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程が整備されている。			A	
④利用者への対応及びサービス等の向上							
事業計画に基づいた行事は行われているか		関係書類等により確認する	年次協定による事業計画書と実績報告により確認している。			A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか		関係書類等により確認する	・期間 令和6年1月10日～1月31日 ・回答数：13件 ・利用者アンケートの結果に基づき適正な分析が行われている。			A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか		関係書類等により確認する	適切に対応している。			A	
職員育成のための研修は行われているか		関係書類等により確認する	事業所における職場内研修を実施している。			A	

評価項目		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
業務履行内容	評価方法			
⑤利用許可業務				
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか確認する	八潮市立コミュニティセンター設置及び管理条例により設定されている。	A	
利用料金の減免の手続きは適正に行われているか	関係書類等により確認する	減免 77件 減免対象：町会、八潮市、社会福祉協議会	A	
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する	毎月の利用料金徴収報告及び埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまよやく）で適正に執行されている。なお、滞納はない。	A	
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する	埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム（まんまよやく）による抽選機能で公平に利用者を選考している。	A	
⑥施設設備及び物品の維持管理				
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する	第三者委託業務承認申請書にある委託業者により適正に管理されている。	A	
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する	修繕については市と協議を行い実施している。	A	
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する	第三者委託業務承認申請書にある委託業者により適正に管理されている。	A	
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する	第三者委託業務承認申請書にある委託業者により適正に管理されている。	A	
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する	年1回、職員健康診断を実施。	A	
物品（備品）の管理は適切に行われているか	台帳により確認	備品台帳により適正に管理されている。	A	

業務履行内容		評価項目		確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
		評価方法				
⑦経費の執行管理						
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する	こまめな消灯・空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。		A		
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する	経費の執行は決裁規程に基づいており、体制が確保されている。		A		
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する	経理内容について具体的な記載があり、明確化が図られている。		A		
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会経理規程を整備している。		A		
⑧その他の事項						
業務の一括委託などに行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する	第三者委託業務承認申請書により確認している。		A		
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する	保険証書により賠償保険の内容を確認している。		A		
【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】						
(1) 指定管理者自己評価						
施設の老朽化により、外壁等の大規模修繕が必要と思われる。 また、避難所としての役割も兼ねているため、大規模修繕や施設電圧の低さによる電気機器等の使用制限を伴う修繕対策なども必要と思われる。						
(2) 業務改善に向けた分析						
施設の整備、修繕について予算の範囲内で改善していく。 また、職員の対応についても利用者に満足していただけるよう努める。						
【所管課所見】						
協定書に基づきコミュニティセンターの設置目的を理解し、適正に運営されている。 自己分析、事務改善を進め、今後さらに利用者ニーズに応じた運営展開を行う事を望む。						
				総合評価		A

番 号	3		
事 業 名	商業振興事業	担 当 課	商工観光課
事業目的	・地域に密着したイベントや販売促進に結びつく各種事業を支援することにより、商店街の活性化等を促進する。また、個店に対する経営指導の強化と魅力ある個店づくりを促進する。 ・農商工連携事業に取り組む商業者を支援する。		
事業概要	・「商工だより」を発行し、市内事業者へ商工振興に関する情報を提供する。 ・「やしお商業&観光元気UPサイト」を活用し、商業に関する情報を発信する。 ・さくらカード事業費補助金を交付する。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	高い	4.4	3人	1人	1人		
②目標達成度	概ね達成できた	3.2		1人	4人		
③実施内容・方法	余地がある	4.0	1人	3人	1人		
④公平性	偏りがある 受益者負担がない	3.8	2人	1人	1人	1人	

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「概ね順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、4点が4人、3点が1人の合計19点となり、「B：適切な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、事業者の高齢化により個店が減少している中で、商店街を活性化させていくためには、個店の自助努力が求められるが、公的なサポートも必要であると思うため、「高い」とした評価は妥当である。
- ② 目標達成度について、事業の性質上、成果指標の設定が難しいということは理解できるが、成果指標がないと事業の目標を達成しているかどうか判断することが難しく、「概ね達成できた」とした評価は根拠を欠いていると思う。
- ③ 目標達成度について、活動指標における「さくらカード加盟店」の店舗数が減少しており、目標達成率は70%程度である。また、さくらカード加盟店舗を増やすための取組として、埼玉県の「コバトンお達者倶楽部事業」との連携を例として挙げているが、当該事業は平成29年に廃止されているため、取組結果を評価することは難しい。これらのことから、「概ね達成できた」とした評価には疑問が残る。

- ④ 実施内容・方法について、インターネット販売の普及や支払いのキャッシュレス化など、消費者購買に係る社会情勢が大きく変化しており、見直す余地が大きいと感じるため、「余地が大きい」と評価するべきではないか。
- ⑤ 公平性について、支援する商業者には偏りがあるため「偏りがある」とした評価は妥当である。しかし、受益者負担の見直しについては「受益者負担がない」と評価しており、受益者を商業者と捉えるのであれば、受益者の負担はあると考えられるのではないか。
- ⑥ 八潮市商工だよりは、意義深いものだと思うので、事務事業評価において評価してもよいのではないか。また、評価を行うことで八潮市商工だよりの内容の充実に繋がると思う
- ⑦ 総合評価について、さくらカード利用者の固定化やまごころサービス便の利用の伸び悩み等、事業の課題についての把握はできているが、その課題への明確な対応策が乏しく、結果に十分に結びついていると言えないため「概ね順調」とした評価には疑問が残る。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【手段を改善】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が2人であった。このことから、今後の事業については、現在の事業内容を維持しながら、重点化についても検討して欲しい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 現状、個店が減少傾向にあるが、地域の個店の魅力向上が、街の魅力にも影響を与えると思うため、事業を重点化するべきだと考える。
- ② さくらカード加盟店舗は、古くからある店舗が大半を占めており、新陳代謝が図られていないように感じる。未加入の店舗や新規の店舗等に積極的に加盟を働きかけるべきである。

令和6年度外部評価シート【事務事業評価編】

事業名			
担当部名		担当課	

評価項目		評価項目の説明	市の評価	委員の評価
① 必要性	市民ニーズ	・市民からの要望が多いか ・社会情勢の変化に対応しているか ・利用者や対象者の減少など、事業の必要性が薄れていないか ・市が事業を廃止・休止した場合、市民に与える影響はないか ・生活水準の維持・向上に寄与しているか		A：非常に高い
	安全・安心			B：高い
	生活の安定			C：ある程度認められる
	その他			
② 目標達成度	目標の達成度	・目的(目標)は適切か ・事業実施における成果は上がっているか ・市民満足度は高いか ・希望どおりの効果が得られたか ・事業の達成度を測る指標の設定は適当か		A：達成した(100%)
	活動指標・評価指標			B：概ね達成できた(80%以上)
	成果の向上性			C：達成できなかった(80%未満)
	その他			
③ 実 施 方 法 ・ 内 容	費用対効果	・効率化が図られているか ・最少の経費で最大の効果が得られているか ・事業(国、県、市、民間、指定管理者等)は適当か ・事業の進め方や手続きが適当か ・スケジュールどおり進められたか		余地が大きい
	実施主体			余地がある
	手段			余地が全くない
	その他			
④ 公平性	サービスの優位性	・事業の意義・目的が市民の大部分に及ぶか ・サービスが一部の市民に偏っていないか ・サービスが一部の市民に偏っている場合、サービスに応じた負担(使用料や手数料等)を支払っているか		偏りがある
	サービスの対象者			やや偏りがある
	受益者負担			偏りがない
	その他			非該当

⑤総合評価

(評価の理由)	市の評価	委員の評価
		☆☆☆：順調
		☆☆：概ね順調
		☆：遅れ

⑥今後の方向性

☐：重点化
 ☐：現状維持
 ☐：縮小
 ☐：休止・廃止
 ☐：その他

	各項目の評価	評価の理由（評価を行った際の理由についてご記入ください）
① 必要性	高 ←→ 5 4 3 2 1	
② 目標達成度	高 ←→ 5 4 3 2 1	
③ 実施内容・方法	高 ←→ 5 4 3 2 1	
④ 公平性	高 ←→ 5 4 3 2 1	
⑤ 総合評価	高 ←→ 5 4 3 2 1	事業に対するご意見・ご提案等

令和6年度外部評価シート【年次事業評価編】

施設名				
評価項目	評価項目の説明	市の評価	委員の評価	評価基準
①開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか			A：達成している。 B：概ね達成している。 C：達成していない。
	業務を遂行するための必要な職員は確保されているか			A：達成している。
	業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか			B：概ね達成している。
②管理執行体制に関する事項	業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか			C：達成していない。
	八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか			A：達成している。
	個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか			B：概ね達成している。 C：達成していない。
③個人情報の保護	事業計画に基づいた行事は行われているか			A：達成している。
	利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか			B：概ね達成している。
	市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか			C：達成していない。
④利用者への対応及びサービス等の向上	職員育成のための研修は行われているか			A：達成している。
	利用料金は適正に設定されているか			B：概ね達成している。
	利用料金の減免の手続きは適正に行われているか			C：達成していない。
⑤利用許可業務	利用料金の徴収は適正に執行されているか			A：達成している。
	利用者の公平な選考を行っているか			B：概ね達成している。
				C：達成していない。
⑥施設設備及び物品の維持管理	各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか			A：達成している。
	施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか			B：概ね達成している。
	施設の保安管理が適切に行われているか			C：達成していない。
⑦経費の執行管理	清掃業務等が適切に行われているか			A：達成している。
	安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか			B：概ね達成している。
	物品（備品）の管理は適切に行われているか			C：達成していない。
⑧その他の事項	経費を効率的に運用する工夫はされているか			A：達成している。
	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか			B：概ね達成している。
	資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか			C：達成していない。
⑨総合評価	経費に係る経理規定等の整備が行われているか			A：達成している。
	業務の一括委託などは行われていないか			B：概ね達成している。
	賠償保険に加入しているか			C：達成していない。
⑩総合評価	(評価の理由)			S：全てA、指数5以上
				A：2/3以上A(C無)、指数4以上
				B：1/2以上A(C無)、指数3以上
				C：1/2未満A(C無)、指数2以上
				D：Cがある、指数1

八潮市外部評価委員会委員 名簿

	氏 名 (敬称略)	任用期間
委 員 長	服部 清二 (元八潮市監査委員)	令和6年8月1日から 令和7年7月31日まで
委 員 長 職務代理	若尾 岳志 (獨協大学法学部教授)	令和5年8月1日から 令和7年7月31日まで
委 員	清水 努 (税理士)	令和5年8月1日から 令和7年7月31日まで
委 員	齋藤 洋子 (八潮市商工会女性部副部長)	令和5年8月1日から 令和7年7月31日まで
委 員	所 真紀子 (公募)	令和5年8月1日から 令和7年7月31日まで